



森と人いきいき助成事業 Q&A

森と人いきいき助成事業（以下：「助成事業」という。）の“いきいき”は、多くの皆さんが森へ“行き”、森を“再生”し、森の恵みを“活か”し、森林の整備、自然環境の保全を通じて、地域を“活性化”していただくための願いを込めています。

1 事業の目的は？

森と人いきいき助成事業（以下：「助成事業」という。）は、長野県内の森林の公益性を発揮させる活動や森林・林業、自然環境、地球温暖化対策、里山の生活環境整備、地域づくり等に資する市町村等の活動に対して助成を行い、長野県の森林・林業、自然環境保全に資することを目的とします。

2 市町村等が対象なのですか？

営利目的による活動ではなく、広く地域の皆さんに活用していただくため、地域に最も身近で、地域住民に密着した存在として、住民と協働しながら仕事を進める市町村等を対象としています。

3 共同申請の場合の代表者は市町村ですか？

事業は、市町村、市町村が加盟する広域連合、山林協会、林業振興会等、市町村が加盟する協議会なども可能です。申請においては、その団体の代表者名で申請してください。

4 なぜ、森林組合等が主体となる場合は対象とならないのですか？

森林組合や林業事業体は、少なからず営利（付加利益）目的の事業となります。そのため直接的な助成対象団体となりません。

ただし、市町村等が実施する森林整備等を森林組合や林業事業体に委託する事業は対象となります。市町村から森林組合等に委託する事業計画を提出いただければ、対象事業となります。

5 地域住民が実施する活動に直接交付できないのですか？

地域住民が実施する事業の場合は、地域住民と協働しながら仕事を進める市町村等が申請者となってください。



6 市町村の森林環境譲与税を活用する事業との併用は可能ですか？

市町村へ交付される森林環境譲与税は、市町村独自財源となりますので、当該事業との併用は可能です。

7 希少動物や生態系保全の事業も可能ですか？

希少動植物や生態系保全の事業は、森林域または里山に係る事業を対象とします。例えば田園地帯の希少動植物保全や河川の特定外来動植物の駆除等は対象となりません。

8 地域の森林をより詳細に把握したいので、調査を委託で実施したいのですが可能ですか？

調査のみの事業や測量設計のみの事業は対象となりません。事業の一部として委託することは可能です。ただし、調査・測量設計委託費が事業費の5割以上の場合は、対象外となります。

9 事業のうち、一部を長野県林業コンサルタント協会に委託することは可能ですか？

当該事業は、当協会の公益目的事業として実施します。したがって、当協会への委託はできません。

10 事業でドローンを購入したいのですが可能ですか？

ドローンの購入は可能です。ただし、30万円以上のドローンは固定資産となりますので、1件当たり30万円を限度とします。したがって、ドローンを含め他の物品も30万円を超える費用は自己資金となります。

11 複数年の事業計画については対象となりますか？

単年度を対象としています。複数年に及ぶ事業では、1回のみの交付となります。また、同一事業の複数回の申請はご遠慮ください。

12 どのような視点で選定されるのですか？

「一般社団法人長野県林業コンサルタント協会森と人いきいき助成事業選定委員会」において、事業の計画性、地域効果、新規性、継続性及び他地域への波及効果、実施後の運用・維持を基準に選定します。



申請書に基づき、申請者自ら選定委員会において申請内容説明（プレゼンテーション）をしていただきます。プレゼンテーションの日時は申請後、改めてお知らせします。

申請書の内容及びプレゼンテーションにより、選定委員による配点評価を行います。採否を決定する目安は次のとおりです。

- （１）委員の「個別評価」の採点を集計し、合計点の平均点を用いる
- （２）平均点が６割未満の申請は不採用
- （３）平均点の上位から採用し、平均点が６割以上の申請であっても予算を超過する場合は不採用
- （４）委員の平均点により助成額は下表の重み付けを行い決定

委員平均点	助成額の重み付け	備考
90～100 点	100%	申請どおり
80～90 点未満	90%	
70～80 点未満	80%	
60～70 点未満	60%	
60 点満	不採用	

上記（３）にあるように、合計点の上位から予算の範囲内で採用しますので、60 点以上の評価点があっても不採用とさせていただくことがあります。

詳細は、「森と人いきいき助成事業選定委員会選定要領」をご確認ください。

13 選定された場合に、申請額よりも減額して交付決定されることはありますか？

事業計画の内容によって、申請額よりも減額して交付決定をすることもあります。上記12の(4)にある重み付けで助成額を決定します。その場合は事前に協議（連絡）をさせていただきます。

14 申請額よりも減額となり、事業実施が見込めないと判断した場合は、辞退することはできますか？

減額により辞退することはできます。

辞退者がある場合は、次点（採点 60 点以上）の申請者が繰上げ採択となります。この場合も事前に協議（連絡）をさせていただきます。



15 令和8年度は、交付決定以降の事業だけですか？

令和8年4月1日以降の事業を対象とします。

16 令和8年度以降の助成事業のスケジュールは？

例年4月1日以降の事業を対象とすることから、対象年度の前年度の11～12月に募集し、1月～2月に選定・決定を行います。

17 助成事業の総額は毎年同じですか？

協会の運営状況やこれまでの助成事業の実績を踏まえ、助成額を決定します。当該事業を長期にわたり実施するため、助成対象額の変動がある場合があります。

18 採択された場合は、自らも事業内容を公表する必要がありますか？

原則、採択事業は内容を協会ホームページに掲載します。さらに事業報告として通常総会に報告します。

採択事業を実施する市町村等も公表していただくようお願いします。